

eナーズトレーナー法人サービス利用規約

第1条(本規約の適用)

- eナーズトレーナー法人サービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社医学書院(以下「医学書院」といいます)がインターネット上で提供するeナーズトレーナー法人サービス(以下「本サービス」といいます)の法人利用に係わるすべての事項に適用されます。
- 本サービスの内容および本規約の内容の一部または全部は、事前に告知されることなく、変更、追加および削除されることがあります。

第2条(定義)

- 「契約法人」とは、医学書院との間で利用契約(以下に定義されます)を締結する法人(組織)をいいます。
- 「利用契約」とは、医学書院と契約法人との間で締結される本サービスに係わる契約をいい、「利用契約書」とは利用契約についての契約書をいいます。
- 「利用部門」とは、利用契約において明記される本サービスを受けることのできる契約法人(契約法人の管理の及ぶ外部組織を含む)の範囲をいいます。
- 「利用者」とは、利用部門に所属する職員・従業員・および学生などその構成員で、本サービスを利用する者をいいます。
- 「コンテンツデータ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるデータをいいます。
- 「研修プランデータ」とは、利用者が本サービスを利用することで生成される研修プラン管理用のデータをいいます。
- 「オリジナル資料データ」とは、契約法人で用意された資料等のデータをいい、本サービスを通じて利用者によってアップロードされます。
- 「医学書院 ID」とは、医学書院が提供する本サービスを含む各種サービスを利用するために必要となるアカウント ID をいいます。医学書院 ID は、利用者が医学書院に医学書院 ID の登録を所定の方法で申し込み、医学書院がその登録を認めた特定の個人に付与します。
- 「シリアル番号」とは、医学書院が契約法人向けに発行する複数の番号で、契約施設毎に本サービスの利用権を付与するための 16 桁の番号をいいます。
- 「個人識別利用」とは、あらかじめ医学書院 ID を取得した利用者が、その医学書院IDを用いて本サービスを利用する方式をいいます。なお、個人識別利用では、利用者は所定の手続きにより医学書院IDにシリアル番号を用いて本サービスの利用権を付与する必要があります。
- 「法人識別利用」とは、契約法人の識別のみを認証することで利用者が本サービスを利用する方式をいいます。

第3条(本サービスの内容)

- 本サービスは、医学書院が契約法人に対し、本規約および利用契約において定める諸事項を契約法人が遵守することを条件として、コンテンツデータやオリジナル資料データをもちいた研修プランの作成や受講、閲覧などのサービスをインターネット経由で提供するものです。
- コンテンツデータや研修プランデータ、オリジナル資料データは、医学書院が管理し、利用者は本サービスの機能によって各データにアクセスすることができます。

第4条(利用手続)

- 本サービスの提供を受けようとする法人(組織)は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申し込むものとし、医学書院が本サービスの利用を承認したときは、利用契約書を締結します。
- 契約法人は、医学書院に提出した前項の利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
- 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとし、
- 医学書院は、契約法人が提出した利用申込書の記載内容について疑義ある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約法人に求めることができるものとし、契約法人はこれに応じなければならないものとし、
- 契約法人は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
- 本サービスの契約期間は、1年単位とし、具体的な契約内容は利用契約書に記載されます。
- 契約法人は、契約期間の終了後、本サービスの全てが受けられなくなります。ただし、契約期間終了前までに、所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間を1年延長し、新たな利用契約書を締結します。
- シリアル番号は契約期間の 1 年単位ごとに発行されます。契約更新後は新しいシリアル番号が発行され、前契約期間のシリアル番号は利用できません。

第5条(利用許諾)

- 医学書院は契約法人に対し、利用者が本サービスを利用することを許諾するものとします。
- 個人識別利用の利用者は、医学書院 ID によって識別されます。なお、個人識別利用の利用者は、本サービスを契約法人の施設の内外を問わず利用することができます。
- 法人識別利用の利用者は、医学書院に届け出たIPアドレスまたは医学書院が発行する法人認証用 ID によって識別されます。なお、法人識別利用の利用者は、本サービスを契約法人の施設内のみで利用することができます。
- 契約法人は、利用者に本サービスを利用させるにあたって、本規約および個人識別利用の利用者が取得した医学書院IDの利用規程を遵守させる責任を持つものとします。
- 利用者は、本サービスおよびコンテンツデータを第三者に公開したり、使用させたりすることはできません。
- 本サービスの一部または全部を医学書院の指定する方法以外で他のテキストやプログラムと組み合わせることはできません。

第6条(認証情報の発行と管理)

- 医学書院は契約法人に対し、必要に応じ法人認証用 ID を発行します。また、利用契約毎に必要な応じた数のシリアル番号を発行します。
- 契約法人は、法人認証用IDやシリアル番号等の認証情報の管理および使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用された場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第7条(個人情報)

医学書院 ID の付与にあたり、医学書院は利用者の氏名、メールアドレス、生年月日、所在地道府県名の情報を取得します。これらの個人情報は、医学書院の個人情報保護方針(個人情報保護に関する対外的公表事項等を参照のこと)に従って取り扱いします。

第8条(利用料)

- 契約法人は、本サービスの利用料として、利用契約書に医学書院が別途定める料金(消費税相当額を含む)を、請求書発行後2か月以内にお支払いいただきます。
- 第 15 条 1 項の場合を除き、契約期間内に途中解約した場合であっても、支払済の利用料の一部または全部の払い戻しは一切致しません。

第9条(著作権等の権利の帰属)

- 本サービスで提供されるコンテンツデータの著作権は、医学書院、あるいは個々の著作権者が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
- 本サービスの利用によって、契約法人あるいは利用者に、閲覧したコンテンツデータの所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第10条(複製と複製物の利用制限)

- 利用者は、コンテンツデータをプリントアウトすること、および電子ファイルの形式で複製し保存・保持することはできません。
- 利用者は、コンテンツデータおよびコンテンツデータをプリントアウトしたもの、あるいはその複製物を第三者に対し開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはできません。ただし、医学書院あるいは本データ提供者が管理委託している出版者著作権管理機構(JCOPY)などの複写管理団体から別途許諾を得た場合に限り、当該複写許諾部数をプリントアウトすること、あるいはプリントアウトしたものを複製することができます。また許諾を得た紙媒体の複製物は、第三者に譲渡することができますが、ファクシミリ送信する場合には更に許諾が必要(ファクシミリ送信することを目的として複製し、当該複製物をファクシミリ送信後破棄する場合を除く)です。

第11条(免責事項)

- 医学書院は、本サービスの内容、および契約法人が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 医学書院は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または本サービスにより得た情報、その他本サービスに関連して契約法人または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。ただし、契約法人に生じた直接・間接の損害の原因が本サービス由来の瑕疵によるものと判断される場合に限り、医学書院は本サービスの料金相当額を限度とした金銭補償をします。

第12条(禁止事項)

契約法人、利用部門および利用者は、本サービスの利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。万一次の各行為が行われた場合、医学書院は、本規定第 15 条第 1 項にかかわらず、本サービスの提供中止等の措置をとることがあります。

- 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 本サービスのデータ、プログラム等を複製、保持、改ざん、解析、消去する行為
- 法人認証用ID、シリアル番号等の認証情報を第三者に使用させる行為
- 契約法人が管理しないIPアドレスを申請する行為
- OpenProxy 経由などにより、契約法人の施設外から不正にアクセスできるようにする行為
- リモートアクセスなどにより第三者が契約法人の施設外から利用する行為
- 本サービスから知り得た秘密情報に関して、第三者に開示、漏洩する行為
- コンテンツデータを故意に電子的に保存・保持する行為
- 有害なプログラム等を本サービスが提供するシステム内に侵入させる行為
- 本サービスの他の利用者または第三者に害を与える行為
- 本サービスに基づく一切の権利(本サービスおよびコンテンツデータを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 本サービスおよびコンテンツデータを第三者に提供あるいは利用させる行為
- 本サービスの運営を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- 本サービスが提供する操作方法以外で利用する行為
- 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 上記各号のほか、法令、本規約または公序良俗に反する行為

第13条(一時的な中断)

以下のいずれかの事由が生じた場合、医学書院は契約法人および利用者に事前通知することなく、一時的に本サービスを中断することができます。なお、一時的な中断により本サービスの利用ができなかったとしても、契約法人に対し利用料の払い戻しは一切致しません。

- 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
- 火災や停電、その他やむを得ない事由により本サービスが提供できなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合
- 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合
- その他、運用上または技術上、医学書院が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第14条(解除)

契約法人または利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、本規定第 15 条第 1 項にかかわらず、医学書院は直ちに利用契約を解除し、本サービスを中止することができるものとします。なお、その場合、契約法人に対し利用料の払い戻しは一切致しません。また、医学書院は必要に応じて契約法人に対して立ち入り調査を行う権利を有するものとします。

- 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 利用料の支払を遅延し、または支払を拒否した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- その他、医学書院が不適当と判断した場合

第15条(本サービスの終了)

- 医学書院は、30 日前までに契約法人に通知することで、本サービスを中止し、すべての契約法人およびその利用者に対するサービスを終了できるものとします。この場合、医学書院は契約法人に対し、契約期間の残存期間に相当する利用料を返還するものとします。
- 契約法人が契約期間中に本サービスの利用を中止し利用契約を解除する場合は、10 日前までに医学書院に通知するものとします。

第16条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第17条(管轄裁判所)

本サービスの利用について紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条(問題解決)

本サービスの利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議解決を図るものとします。

附則

第1条 本利用規約は、2017 年 6 月 19 日より実施する。

以上

株式会社医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23